

令和4年10月

世田谷区の公共交通不便地域対策について（取組み経過概要）

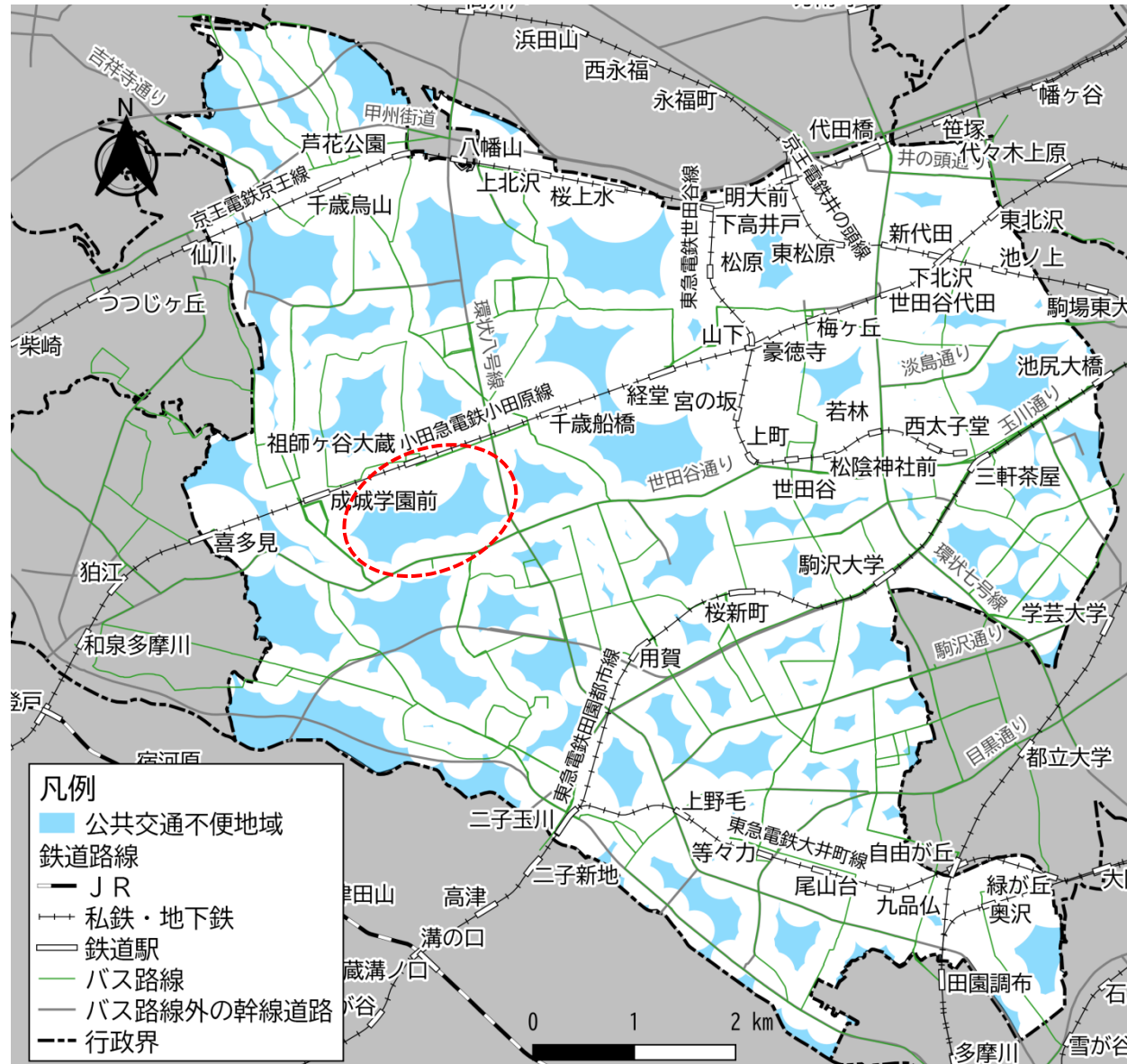
区内の鉄道は東西方向に発達しており、これを補完する南北方向はバス交通に依存しているが、都市計画道路などの道路整備が進んでいない地域ではバス路線の密度が低く、南北方向の強化が課題である。

鉄道駅やバス停留所から遠い「公共交通不便地域」は、区内の20.2%を占め、特に、区の西側の地域では、東西方向に走る各鉄道路線の間隔が広くなるとともに、バスの通れる道路が少ないことから、公共交通の利便性が低い。

令和2年4月に策定した「世田谷区交通まちづくり基本計画（中間見直し）」では、公共交通不便地域対策を掲げ、区民、交通事業者、交通管理者等と協力、連携し、検討を進めることとしている。

（区内路線バス83路線の内、コミュニティバス10路線）

図 世田谷区の公共交通不便地域



※公共交通不便地域：バス停留所から200m以上、鉄道駅から500m以上離れている地域
 ※ は、モデル地区（砦1～8丁目）

■検討経過

平成28年度 公共交通不便地域対策の調査検討に着手
 ・庁内検討委員会設置（以降、毎年開催）、区の現状と課題や他自治体の取組みを調査
 ・課題解決に向けた方針（高齢社会における日常生活上の移動利便性向上や地域住民との連携等）と今後の取組みを「中間まとめ」として取りまとめる

平成29年度 モデル地区（砦1～8丁目）の指定、地域住民と連携した検討開始
 ・地域住民との検討（自由参加方式の勉強会を開催し、運行ルート等を検討）
 ・アンケート調査（日常の状況等の把握）

平成30年度 モデル地区での実証運行に向けた検討、運行計画案の取りまとめ
 ・地域住民との検討（勉強会開催、検討主体となる地元協議会設立）
 ・アンケート調査（運行計画案の需要調査）
 ・世田谷区地域公共交通会議の開催（以降毎年開催）

令和元年度 モデル地区での実証運行に向けた検討等
 ・交通管理者より通学路の安全対策に関する指摘⇒運行計画案の再検討
 ・地域住民との検討（勉強会・地元協議会の開催）

新たな公共交通不便地域対策の導入について（方向性）
 公共交通不便地域から重点検討地域（10地区）を設定し、公費負担を含む新たな公共交通不便地域対策を検討する。
 ⇒検討が進んでいる砦モデル地区の取組み状況（実証運行）や、定時定路線型以外の交通手段の分析・検討用等を踏まえ、総合的に対策を判断することとする。

令和2年度 モデル地区での実証運行に向けた検討
 ・令和3年度の実証運行を目指し、定時定路線型の需要予測アンケート調査実施、一定の需要（収支率30%）を確認
 ⇒新型コロナウイルス感染症拡大等により実証運行を令和4年度以降に延期
 ・地域住民との検討（感染防止対策として取組みニュース発行や個別訪問で情報共有）

令和3年度 モデル地区での実証運行に向けた検討等
 ・地域住民との検討（勉強会・地元協議会の開催）

（区内、都市部の動向）
 ・区内の路線バス（玉04・05系統）の運行形態変更において交通事業者がデマンド型を活用
 ・都市部におけるデマンド型交通の実証実験

（地域公共交通会議）
 ・区内、都市部の動向を踏まえ、定時定路線型とデマンド型交通の特徴比較概要を示し、意見交換を実施
 ⇒デマンド型は乗降地点を効果的に配置することにより、高齢者の外出支援によるフレイル予防等に寄与する可能性がある

令和4年度の取組み 砦モデル地区におけるデマンド型の需要予測アンケート調査を実施
 定時定路線型とデマンド型の比較・分析を行い、実証運行形態の決定
 ⇒令和5年度の実証運行実施を目指す